

国保連合会・国保中央会の保険者支援について ～第3期データヘルス計画を中心に～

国民健康保険中央会
保健事業担当専門幹
三好ゆかり

国保連合会・国保中央会におけるデータヘルスの推進について

背景

- ・保健事業を取巻く変化 …… データヘルスの推進、連合会業務として都道府県と連携した医療費適正化の明確化等 (P. 3 参照)
- ・国保連合会・国保中央会のめざす方向2023 …… 医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として自治体への貢献等 (P. 4 参照)

目的

国保連合会・国保中央会において、これまでのデータヘルス計画の策定・評価の支援を通じて得られた実績や知見等を踏まえ継続した支援を行うことにより、保険者の負担を軽減し円滑な計画策定・評価と一層の事業推進を支援する。

保険者支援の概要

(国保連合会の支援)

- 保健事業支援・評価委員会等の活用 (P. 5 参照)
 - ・保健事業支援・評価委員会等の有識者による助言や研修の開催、個別支援等を実施。
 - ・保険者負担の軽減を図りつつ、計画策定の支援を行う。
- KDBシステムの活用 (P. 6～8参照)
 - ・都道府県と連携し、地域の健康課題分析に基づいた県単位の計画様式や標準指標の設定を検討を実施。
 - ・KDBを活用することにより、簡易に抽出できるツールや分析フォーマット・ひな形の提供を行う。

(国保中央会の支援)

- ・国の方針に基づき、ヘルスサポート事業ガイドライン改訂及びKDBシステムを活用した共通指標や健康医療情報等の抽出方法等をまとめ、国保連合会と一体的に情報提供、保険者の支援を行う。

国民健康保険制度における都道府県・市町村・国保連合会の役割分担

- ・国保の財政運営の都道府県単位化に当たっては、一気に都道府県で一つの保険者とすることを避け、都道府県の果たすべき役割と市町村が果たすべき役割を一つ一つ検証した。結果的に、保険者機能を発揮するための最適な役割分担を追求した。

改革の方向性			
国保制度運営	○ 都道府県は、管内市町村や国保関係者と協議した上で、都道府県内の国保の運営の<u>統一的な方針としての国保運営方針</u>を示し、<u>市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u> ○ 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の<u>資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業</u>などを適切に実施 ○ 国保連合会は、保険者の共同目的達成のため、<u>審査支払業務の他、給付の適正化や保健事業等を都道府県単位で支援</u>		
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	国保連合会の主な役割
資格管理	・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理（ <u>被保険者証等の発行</u> ）	・ 保険者事務共同電算処理
保険料の決定、賦課・徴収	・ 標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	・ <u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u> ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収	・ 保険料適正算定への支援
保険給付	・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u> ・ 市町村が行った保険給付の点検	・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等	・ 診療報酬の審査支払業務 ・ 第三者行為損害賠償求償事務 ・ <u>レセプト点検の支援</u>
保健事業	・ <u>市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握</u> ・ 市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援 ・ 市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析 ・ 関係市町村相互間の連絡調整、市町村への専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供等の支援	・ 被保険者の特性に応じた <u>きめ細かい保健事業</u> を実施 ・ 健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営 ・ <u>生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進</u> ・ <u>特定健康診査及び特定保健指導の実施</u> ・ データヘルス計画の策定、実施及び評価	・ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 ・ <u>KDBシステムを活用した統計情報や個人の健康に関するデータの作成</u> ・ <u>データヘルス計画の策定・評価の支援</u> ・ <u>国保ヘルスアップ（支援）事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援</u>

【出典】
全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(令和5年3月)

国保連合会・国保中央会のめざす方向2023

「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」は、審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組推進や都道府県による保健ガバナンスの強化等の取り巻く環境変化の中、中長期的な視野に立って、連合会・中央会のめざす方向とこれを実現するための取組の在り方について取りまとめたものである。

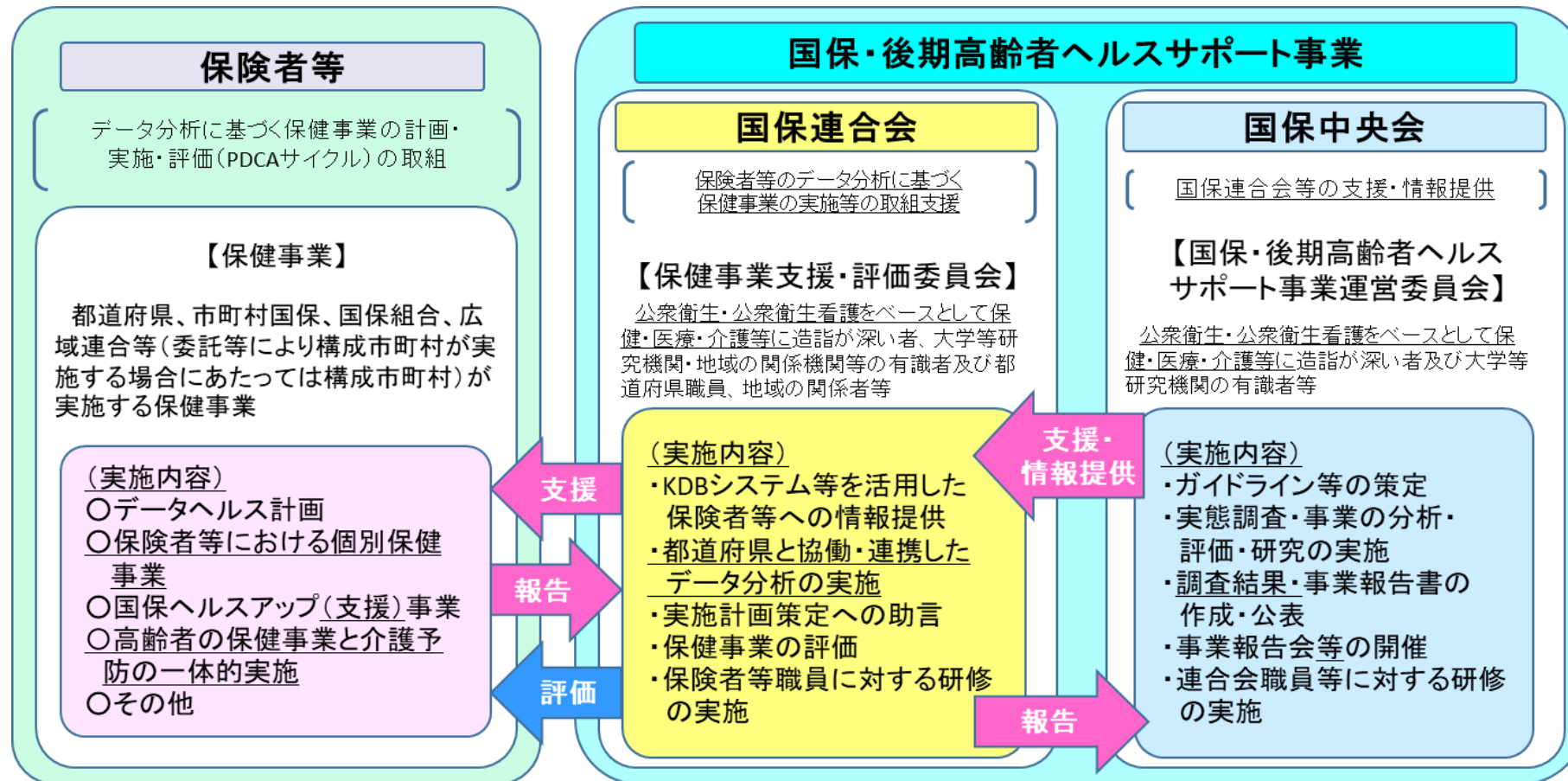


※本報告は、連合会・中央会が一体となって業務を遂行していく上で、役職員一人ひとりが持つべき共通認識として、また保険者等の関係者と認識を共有する際の基本的な方向性・考え方として位置付けるもの。

国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の概要

～事業の全体像～

- 国保中央会では、国の第3期データヘルス計画策定の手引き改訂を踏まえ、データヘルス推進のさらなる対応のため「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン」を改訂し、事業の全体像を見直し支援・評価委員会の構成者や一体的実施、都道府県と連携したデータ分析等を追記し、第3期に向けたヘルスサポート事業の方向性を示した。
- 国保連合会においては、本年度、保険者における第2期データヘルス計画最終評価及び第3期計画の策定支援を実施しているところ。

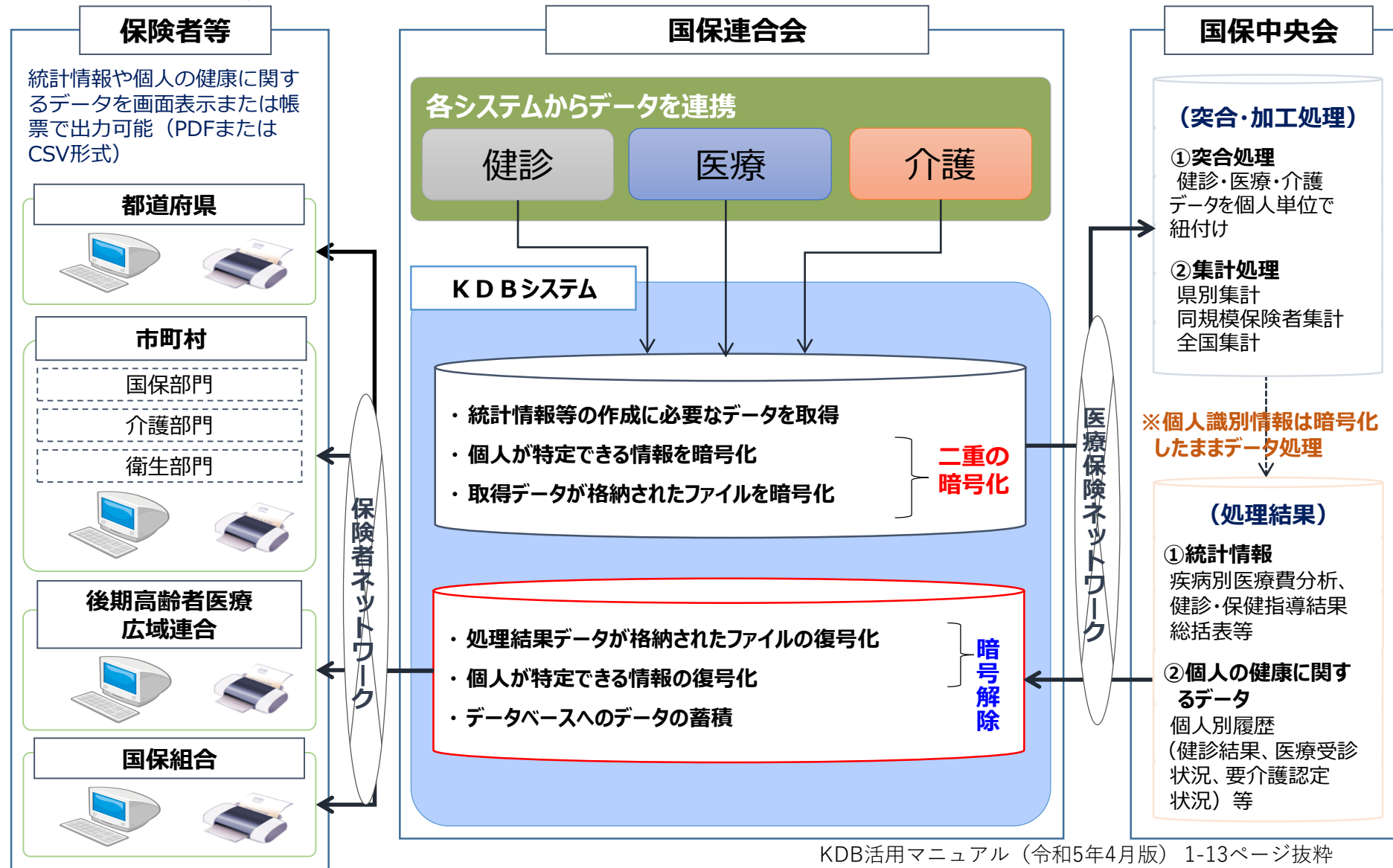


○ 都道府県国保ヘルスアップ支援事業の全て、市町村国保ヘルスアップ事業の一部及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一部については、保健事業支援・評価委員会等から評価を受けることが交付要件となっている。

※下線部：変更箇所

KDBシステムの概要

○ 国保データベース(KDB)システムは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成し、提供する。



データヘルス計画の策定に向けたKDBシステムの活用

- データヘルス計画策定にあたり、KDBシステム活用に向けた参考として、「KDBシステム等を活用した共通評価指標例等の確認方法について(国保)」を作成、本年4月に配布しています。(完成版：5/19中央会ホームページ掲載)
- 各指標ごとに確認手順や留意事項を記載していますので、KDBシステムの活用にあたって国の手引き、都道府県ごとの取り決め等に則りながら、ご参照ください。

国保・後期高齢者ヘルスサポート事業 ガイドライン別添資料

KDBシステム等を活用した共通評価指標例等の 確認方法について(国保) 改訂版1	
【本書の目的】	
令和5年9月18日に厚生労働省の 手引きにおいては、国保の 評価指標例については、国保 の活用は、国保の活用が 主である。	国保の活用は、国保の活用が 主である。
※指標例に関するKDBシステム については、(令和5年9月)	※指標例に関するKDBシステム については、(令和5年9月)
目次	
本書の活用にあたっての留意事項	1
国保・共通の指標例Ⅱ「健康医療情報等の分析と課題」	2
国保・共通の共通指標例について	6
「活用できるKDB指標等」と「共通の指標例の項目名」の対応一覧表	11

表紙

本資料活用にあたっての留意事項

・本資料は、令和5年5月18日に厚生労働省保険局 国民健康保険課から示された「国民健康保険保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き」において示された各種評価指標について、KDBシステム等を使用して保険者が確認できる方法を記載した資料となっている。

・KDBシステムの各画面・帳票で表示される年次の集計範囲は、6月処理(4月診療)～翌5月処理(翌3月診療)を1年度としている。当年度途中で画面を参照した場合、直近月までの値が暫定値(当年度6月処理から直近月までの集計値)として表示されるため、年度の確定値を用いる場合は5月処理以降に画面・帳票を確認いただきたい。

また、健診・保健指導データは法定報告の期限である翌年度11月処理まで数値が更新される可能性があるため、健診・保健指導データを確認する場合は翌年度11月処理以降に画面・帳票を確認いただきたい。

・割合を算出している指標を確認する場合、各項目ごとに「分母」と「分子」の確認方法を記載している。算出した「分子」を「分母」で割ることで、求めたい割合の指標が確認できる。

・小規模自治体(保険者)において性・年齢階層別に集計する等、集計対象の人数が少ない場合、集計値の変動が極端に大きくなる可能性がある。

集計対象の人数が少ない場合の評価については、比較対象として都道府県単位や大規模市町村、都市部(・地方部)の複数市町村等について性・年齢階層別の集計等を行って参考値を算出し、これらの値と比較して評価を行うことが考えられる。

共通の様式例Ⅱ「健康医療情報等の分析と課題」で使用

【国保】市町村国保におけるKDBシステムで出力可能な項目一覧

No	共通の様式例の項目名	活用できるKDB指標等	確認手順	留意事項等	
平均寿命・標準化死亡率 等					
1	平均寿命	共通の評価指標について、すべての都道府県で設定することが望ましい指標（例） 【国保】市町村国保におけるKDBシステムで出力可能な項目一覧			
2	標準化死亡率	No	指標（例）	人数の考え方	
		「活用できるKDB指標等」と「共通の様式例の項目名」の対応一覧表			
		1	特定健康診査実施率	特定健康診査対象者数	
		2	特定保健指導実施率		
		3	特定保健指導による特定保健指導		
		4	特定保健指導による特定保健指導		
		5	特定保健指導による特定保健指導		
		6	特定保健指導による特定保健指導		
		7	特定保健指導による特定保健指導		
		8	特定保健指導による特定保健指導		
9	特定保健指導による特定保健指導				

・小規模自治
ことがある。
集計対象の
村等について

○掲載内容

- ・ 共通様式例の健診医療情報の分析項目
- ・ 全ての都道府県で設定する指標
- ・ 地域の実情に応じて設定する指標の確認方法、留意事項等。

○活用の解説

- ・ 都道府県国保連合会より情報提供。

KDBシステムを活用する際の事前知識

ポイント	説明								
健診・医療・介護データの留意したい点 ※ KDB活用マニュアル（令和5年4月版） 1-25ページ抜粋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析データ</th><th>留意事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診データ</td><td> ○ 特定健康診査の受診者の結果に限られる。市町村国保の特定健康診査実施率は33.7%（令和2年度）であり、全体の6割超の未受診者は受診者よりも健康状態が悪い可能性があること。 ○ 後期高齢者健診データは高齢者の保健事業や年齢で分断されることのない連続した健康管理を実現することを目的に平成26年9月処理（平成26年8月審査）より随時提供。 </td></tr> <tr> <td>医療（レセプト）データ</td><td> ○ レセプトはカルテではなく、医療機関で行われた診療行為等を診療報酬請求ルールに基づいて記載、作成されたものであること。 ○ レセプトに記載する傷病名については、原則として国が定める傷病名コードを用いることとされているが、定められた傷病名コードにない名称（未コード化傷病名）が使われることがあること。 ○ 紙による診療報酬等の請求情報は取り扱っていない。 ○ 現金給付（償還払い等）は取り扱っていない。 ○ 歯科レセプトは歯科に関する統計情報を提供することで、医療費の包括的な把握を支援することを目的に、各個人の歯周病（歯肉炎・歯周病）に関する情報を医科等の情報と組み合わせて、健康づくりに役立てることが可能であり、平成27年5月処理（平成27年4月審査）より提供。 </td></tr> <tr> <td>介護データ</td><td> ○ 現金給付（福祉用具購入等）は取り扱っていない。 ○ 受給者台帳には、要介護認定等を受けている被保険者が登録されている。 </td></tr> </tbody> </table>	分析データ	留意事項	特定健診データ	○ 特定健康診査の受診者の結果に限られる。市町村国保の特定健康診査実施率は33.7%（令和2年度）であり、全体の6割超の未受診者は受診者よりも健康状態が悪い可能性があること。 ○ 後期高齢者健診データは高齢者の保健事業や年齢で分断されることのない連続した健康管理を実現することを目的に平成26年9月処理（平成26年8月審査）より随時提供。	医療（レセプト）データ	○ レセプトはカルテではなく、医療機関で行われた診療行為等を診療報酬請求ルールに基づいて記載、作成されたものであること。 ○ レセプトに記載する傷病名については、原則として国が定める傷病名コードを用いることとされているが、定められた傷病名コードにない名称（未コード化傷病名）が使われることがあること。 ○ 紙による診療報酬等の請求情報は取り扱っていない。 ○ 現金給付（償還払い等）は取り扱っていない。 ○ 歯科レセプトは歯科に関する統計情報を提供することで、医療費の包括的な把握を支援することを目的に、各個人の歯周病（歯肉炎・歯周病）に関する情報を医科等の情報と組み合わせて、健康づくりに役立てることが可能であり、平成27年5月処理（平成27年4月審査）より提供。	介護データ	○ 現金給付（福祉用具購入等）は取り扱っていない。 ○ 受給者台帳には、要介護認定等を受けている被保険者が登録されている。
分析データ	留意事項								
特定健診データ	○ 特定健康診査の受診者の結果に限られる。市町村国保の特定健康診査実施率は33.7%（令和2年度）であり、全体の6割超の未受診者は受診者よりも健康状態が悪い可能性があること。 ○ 後期高齢者健診データは高齢者の保健事業や年齢で分断されることのない連続した健康管理を実現することを目的に平成26年9月処理（平成26年8月審査）より随時提供。								
医療（レセプト）データ	○ レセプトはカルテではなく、医療機関で行われた診療行為等を診療報酬請求ルールに基づいて記載、作成されたものであること。 ○ レセプトに記載する傷病名については、原則として国が定める傷病名コードを用いることとされているが、定められた傷病名コードにない名称（未コード化傷病名）が使われることがあること。 ○ 紙による診療報酬等の請求情報は取り扱っていない。 ○ 現金給付（償還払い等）は取り扱っていない。 ○ 歯科レセプトは歯科に関する統計情報を提供することで、医療費の包括的な把握を支援することを目的に、各個人の歯周病（歯肉炎・歯周病）に関する情報を医科等の情報と組み合わせて、健康づくりに役立てることが可能であり、平成27年5月処理（平成27年4月審査）より提供。								
介護データ	○ 現金給付（福祉用具購入等）は取り扱っていない。 ○ 受給者台帳には、要介護認定等を受けている被保険者が登録されている。								
KDBシステムの処理年月とは？ ※ KDB活用マニュアル（令和5年4月版） 1-33ページ抜粋	○ KDB処理年月は「連合会審査月+1か月」「診療年月+2か月」。 ○ 年次：6月処理（4月診療）～翌5月処理（翌3月診療）の12ヶ月分を集計したもの。 単月：毎月処理したデータを集計したもの。 累計：6月処理（4月診療）から当該処理月までを積上げ、集計したもの。（最小1カ月、最大：12カ月） ○ そのため、年度末5月処理以降でないと、12ヶ月のデータが全て揃っていないため、経年比較等のデータ活用分析等に適用していません。経年比較する場合は、12ヶ月のデータが全て揃う年度末5月処理以降に行ってください。 <例> 令和2年度（2020年度）を対象年度とするケース The diagram shows a timeline from April of Reiwa 2 (2020) to November of Reiwa 3 (2021). Key points include: Reiwa 2 medical year (4/2020-3/2021), Reiwa 3 medical year (4/2021-3/2022), and Reiwa 2 KDB processing year (6/2020-5/2021). It indicates that KDB data for Reiwa 2 is updated until November 2021, while health check data for Reiwa 2 is finalized by March 2021.								

国保連合会の支援事例

- 宮城県国保連合会 . . . P.10
- 山形県国保連合会 . . . P.13
- 福島県国保連合会 . . . P.15
- 埼玉県国保連合会 . . . P.18

個別保健事業検証会による支援について（宮城県国保連合会）

目的

第2期データヘルス計画最終評価及び第3期計画策定に向け、保険者が国保個別保健事業について評価を行い、効果的・効率的な事業展開に資するため、データ分析や事業評価・計画策定に係る支援を実施する。

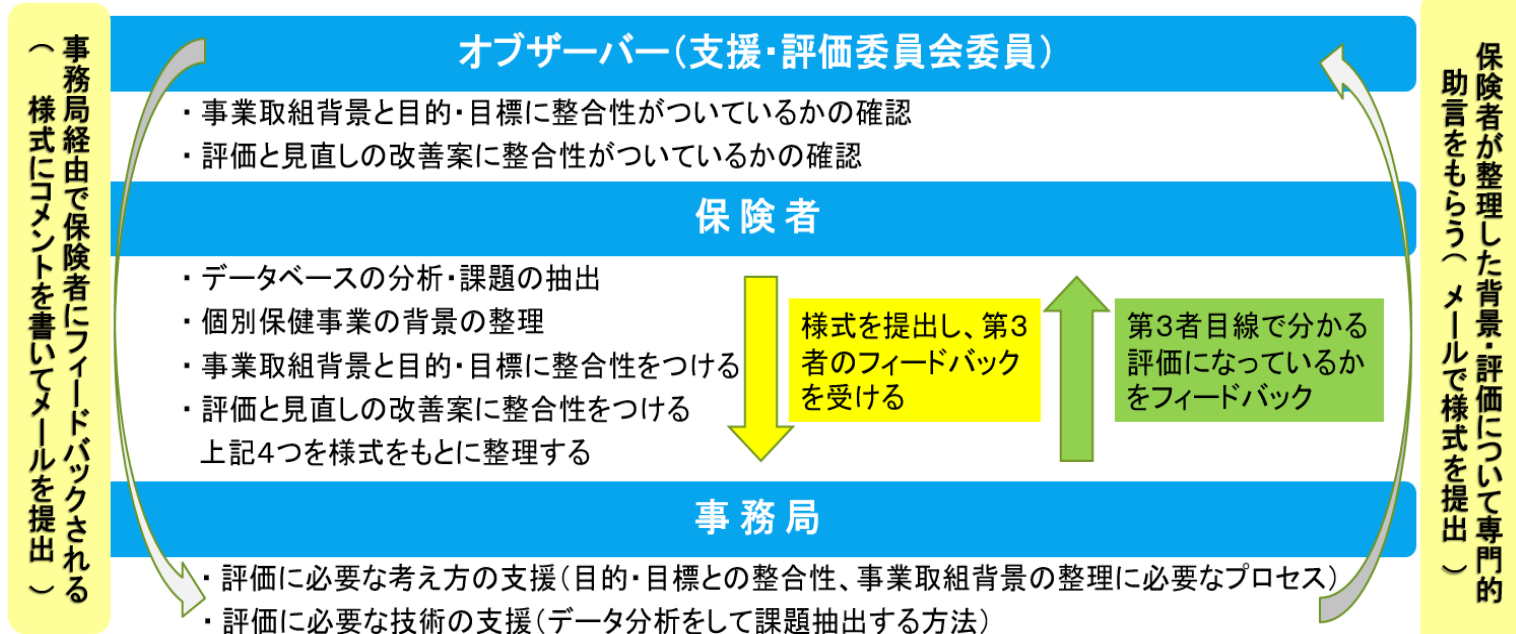
支援の経緯

（令和4年度）

- ・令和4年度に保険者に対して計画策定に係るアンケートを実施したところ、「課題の明確化」「目的・目標設定」「事業計画・評価計画立案」について不安感が高いという結果が示され、個別的な支援が必要であることが分かった。
- ・令和5年1月～2月 保険者に対し支援の希望調査を実施したところ、市町村国保10保険者から希望があった。
- ・令和5年3月～ 個別保健事業支援及び第2期データヘルス最終評価及び第3期計画策定への継続支援のための保険者ヒアリングを開始した。
- ・支援の質の担保のため、公衆衛生看護の有識者（本県支援・評価委員会委員）にオブザーバーとして支援を依頼した。
- ・第3期計画策定においては、都道府県の役割がより明確になっていることから、宮城県担当課に対し本会で実施する支援内容を説明し、連携体制の構築、標準化に向けた進捗管理等、保険者支援の方向性の共有を図った。

事業検証会の取り組み

（国保個別保健事業について評価を行い、効果的・効率的な事業展開に資する）



支援の概要

○個別保健事業検証会の開催（令和4年度スタート）

- ・ 検証会には当初10保険者が参加、現在6保険者を継続支援中。（国保担当と保健事業担当部署が連携しながら検証）
- ・ より効果的な支援となるよう、オブザーバーから保険者が作成する様式内容に対してコメントを受けている。

○支援内容

- ・ 事業評価の際、策定に至った背景の整理が重要となるため、分析・解釈につなげる根拠となるデータベースを作成し、得られた知見を活用して、宮城県版の個別保健事業計画・評価計画（様式1）を作成している。
- ・ 保険者がPDCAサイクルを回す実感を得られるよう、様式1からPDCAサイクルシートとアクションシートを作成。（評価における改善策や具体的な評価方法を取得できるよう工夫）
- ・ 保険者が第三者に分かり易く説明できるようにするための支援を行っている。

○県との連携

- ・ 保険者の課題等について県国保医療課と情報を共有し、同じ方向性でそれぞれの立場から支援を行うことで、より効果的なものとなるよう連携を図っている。

個別保健事業計画・評価計画（様式1）

【事業計画】 事業計画は、事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。事業計画は、事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。事業計画は、事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。	【評価計画】 評価計画は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。評価計画は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。評価計画は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。
--	--

事業企画から
目標評価指標
の設定まで

項目	評価内容	評価方法	評価結果	改善策
事業計画	事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。	事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。	事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。	事業計画の策定・実施・評価・改善のサイクルを回すための計画である。

次年度に向けた
改善策からアク
シオンプランまで

PDCAサイクルシート・アクションシート

【P】計画 計画は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。計画は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。計画は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。	【D】実行 実行は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。実行は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。実行は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。
【A】評価 評価は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。評価は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。評価は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。	【C】改善 改善は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。改善は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。改善は、事業計画の実施状況を評価するための計画である。

課題と対応等

(課題)

- ・ 今回の個別保健事業検証会を踏まえ、データ分析及び解釈の力量形成が課題であると明確となった。

(現状)

- ・ 県内 38 保険者のうち、検証会に参加 10 保険者、保健事業支援・評価委員会の活用 7 保険者

支援につながない保険者を
どうするか

(データヘルス研修会の開催)

- ・ 支援・評価委員会や個別保健事業検証会を活用していない保険者への支援として「データヘルス研修会」を開催し、18 保険者が参加。
- ・ 参加保険者の声として、データ分析に取り組む前向きな声が多く聞かれた。
- ・ 「データヘルス研修会」の取組みについては、県国保医療課や支援・評価委員会とも共有し、効果的な保険者支援に役立てるようにしている。

根拠となる部分を
しっかり見ていきたい。

今まで気づかなかっ
た部分に気づけて
良かった。

データを見て将来を予測
しどう保健事業を進める
かを考えることができた。

参加保険者の声

第3期データヘルス計画策定等に関する保険者支援について（山形県国保連合会）

目的

- ・ 保険者が各種データを利活用することで、保健事業の推移を経年的に把握し効果的な事業運営・評価が実施できるよう支援する。

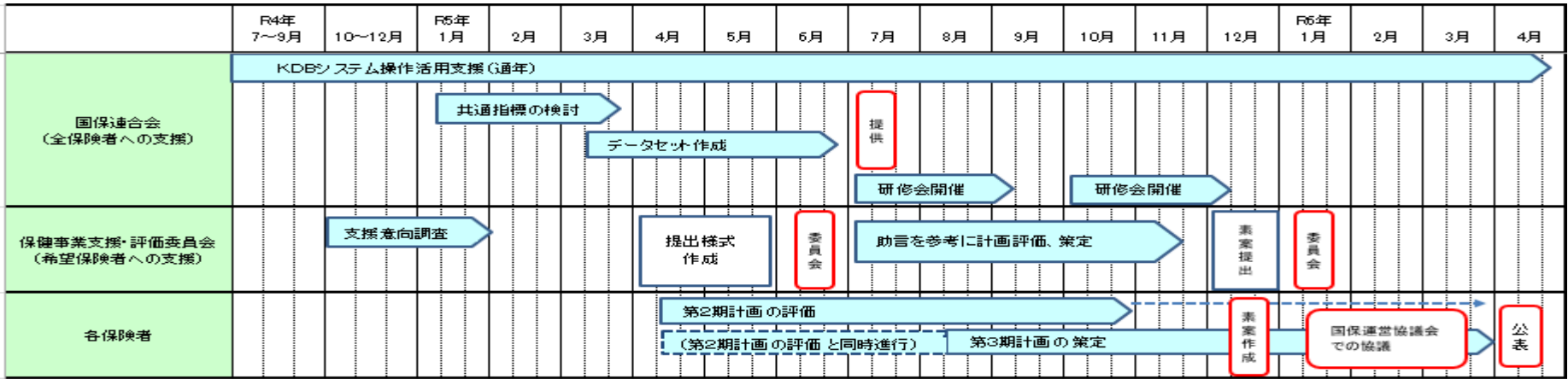
支援の背景

- ・ 令和2年度より県と東京大学が契約し、「標準化ツール」等を活用した市町村支援に協働し、保険者のデータヘルス計画や保健事業の支援を実施。
- ・ これまでの支援を通し見えてきた課題として、評価指標が同じ分野の項目でも抽出条件が多様なため判断や評価が難しい、現状分析や課題抽出に係るKDBシステム等でのデータ作成は保険者にとって負担になっていること等があった。

支援の概要

- ・ コロナ禍で一旦休止していたKDBシステムの個別訪問支援を再開し、操作説明と併せて保健事業の課題共有を実施。
- ・ 今年度の保健事業支援・評価委員会の計画に関する支援は、県内22保険者へ個別またはグループ支援を実施。
- ・ **県の共通指標**を中心としたデータセットを作成・提供し、研修会も開催。
 - 1回目・・・8月18日 共通指標とデータセット、その活用事例について
 - 2回目・・・10月25日 計画策定に関する情報交換会、保健事業支援・評価委員会委員及び保健所からの助言

【スケジュール】



第3期データヘルス計画策定等に関する保険者支援について（山形県国保連合会）

共通指標

〇県の共通指標

計画策定の手引きで示された指標等も参考に設定。

- ・ 平均自立期間
 - ・ 生活習慣の状況
 - 食事、運動、睡眠、飲酒、喫煙、口腔機能
 - ・ 疾病リスク
 - 血圧・血糖有所見者、受診勧奨者、受診中断者
 - ・ 有病者の状況
 - 生活習慣病の状況（厚生労働省様式3）
 - ・ 重症化予防
 - 受診勧奨実施割合
 - ・ 特定健診・特定保健指導
 - 実施率、特定保健指導対象者減少率
- 等

今後の課題・支援の方向性

保険者によってはマンパワーや異動等によるスキル面の課題もあり、今後も各種データの利活用及び分析について継続した支援が必要。

- ➡ データセットの他、各種事業参考データの提供や、保健事業支援・評価委員会と連携し専門的な知見からの支援を実施し、保険者の負担軽減と効果的な保健事業の取組みを伴走支援していく。

データセット

データセットは、県の共通指標を中心に、計画策定に利活用できる項目について作成。

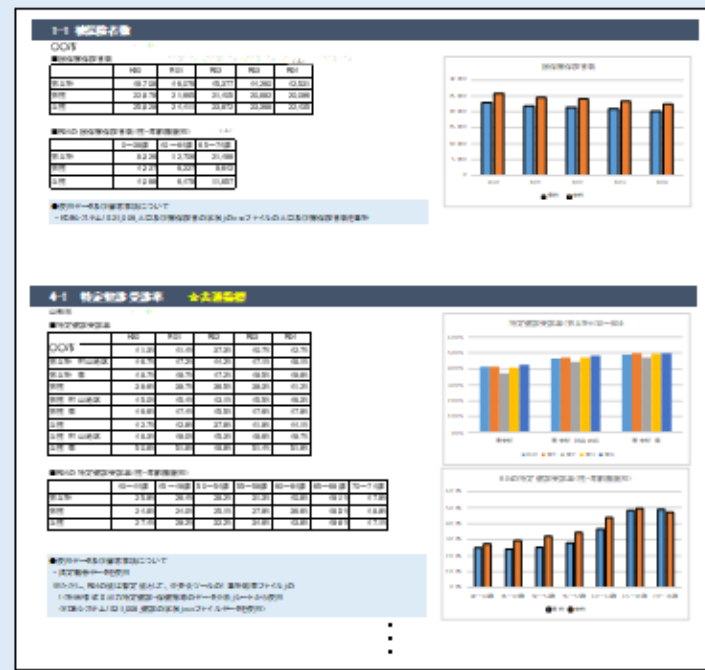
集計項目の一覧表である保険者選択・項目一覧シートと、具体的な集計結果を掲載している集計シートの2種類のシートで構成。

併せて中央会集計ツールで作成した「集計結果」Excelファイルも各保険者に提供。

<データセットのイメージ図>

【保険者選択・項目一覧シート】

【集計シート】



第3期データヘルス計画策定支援にあたって（福島県国保連合会）

目的

- ・第3期データヘルス計画策定の保険者負担を減らし、標準化の促進に寄与することを目的に支援を実施。
- ・県内の健康課題を分析することにより、連合会の実施する保健事業がエビデンスに基づいた支援として、今後展開できることをめざす。

支援の経緯

- ・令和5年度に評価と計画策定のため保険者負担の増大が懸念。
- ・保健事業支援・評価委員会からの指摘で、保険者の評価指標が多岐に富み、妥当性が低いものも見られており、計画の標準化に向けた取組が必要。
- ・ツールやマニュアルを利用してもKDBデータの活用が困難な保険者が多く、よりニーズに沿った支援が必要。

支援の概要

○支援内容

- ・健康課題抽出のための分析を県との市町村（2/3）から委託を受け、分析結果に基づく健康課題を抽出し計画（案）を作成。
- ・保健事業支援・評価委員会と県で連携し、保険者へ共通の評価指標を情報提供。

○支援方法

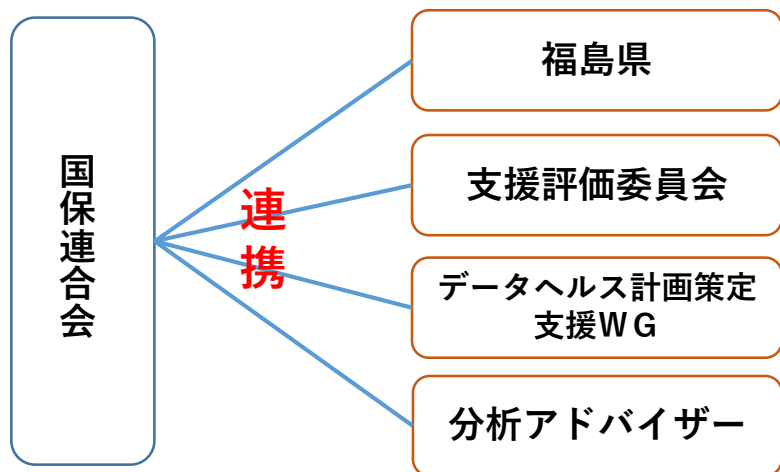
- ・令和4年度から、検討を開始し国が示したデータヘルス計画策定の手引きを基に素案を作成。それを基に有識者・市町村担当者等で構成されるワーキンググループより助言。助言内容を反映したデータヘルス計画分析フォーマットにKDBシステムから抽出したデータを投入し作成。作成したデータを読み取り健康課題の明確化と、解決のための健康課題の優先順位までを記載。

第3期データヘルス計画策定等に関する保険者支援について（福島県国保連合会）

支援の方向性

- ・手引きの記載事項に基づき、保険者に応じた掲載内容をワーキンググループ等の助言を受けた上で検討し提供する。
- ・最終的な保険者のデータヘルス計画は、各保険者で加筆修正等のうえ、十分な検討を行った上で完成となる。
- ・連合会としてすべてを作成し、提供する支援ではないことに留意。

連携体制図



支援メニュー

	支援メニュー①	支援メニュー②	支援メニュー③
委託者 (数)	福島県	市町村・国保組合（32保険者）	市町村・国保組合（12保険者）
支援範囲 (※)	1 データ集計	1 データ集計 2 健康課題抽出等の分析 3 分析フォーマット提供	1 データ集計 2 健康課題抽出等の分析 3 分析フォーマット提供 4 相談支援
納品物 (※)	データ集計した図・表 (分析フォーマット)	分析フォーマットに 図・表及び読み取った分析内容 を記載	分析フォーマットに 図・表及び読み取った分析内容 を記載 (相談支援項目の転記、差し込み)
納品時期	令和5年11月末	令和5年12月末	令和6年2月末
納品形式	エクセル形式	エクセル形式	エクセル形式

第3期データヘルス計画（案）策定支援内容

第3期国保データヘルス計画分析フォーマット 目次

I. 背景・目的	連合会作業 保険者作業	本会で標準的な文言案(全保険者統一)を提示するため、保険者で加筆・修正する 支援メニュー②、③
II. 計画の位置づけ		
III. 計画期間		
IV. 実施体制・関係者連携等		
V. 健康医療情報の分析		
1. ○○町の特性		
(1)人口構成の推移		
(2)人口動態		
(3)世帯人員構成数		
(4)産業構成及び財政指数状況		
(5)死亡の状況		
(6)平均余命・平均自立期間		
(7)介護の状況		
(8)医療費及び疾病内訳		
2. 国民健康保険の健康医療の状況		
(1)国保加入状況		
(2)医療の状況		
①受療形態別医療費等の状況		
②疾病別医療費内訳		
③生活習慣病患者の推移		
④80万円以上の高額疾病の内訳		
⑤6か月以上の長期入院患者の疾病内訳		
⑥人工透析患者の状況		
(3)特定健診・保健指導の状況		
①特定健診受診率の状況		
②健診受診者と未受診者の生活習慣病にかかる医療費の状況		
③特定健診結果の状況		
④重症化予防対象者の状況		
⑤質問票の状況		
⑥特定保健指導の状況		
(4)多剤・重複処方、頻回・重複受診の状況		
①多剤薬剤処方の状況		
②重複服薬の状況		
③頻回受診の状況		
④重複受診の状況		
VI. 第2期データヘルス計画に係る評価と考察		
1. 中長期目標の達成状況		
2. 短期目標の達成状況		
3. 個別保健事業実施計画の評価		

本会でデータの集計及び各図表の読み取りを実施するが、各保険者で必要に応じて修正する

支援メニュー②、③
※支援メニュー①は図表のみ

本会で文言案及び様式(全保険者統一)を提示するため、保険者で作成

支援メニュー②、③
※支援メニュー①は相談支援を含む

VII. 健康課題の明確化

- 健康・医療情報等の分析結果に基づく健康課題の明確化
- 第2期データヘルス計画に係る考察
- 質的情報の分析及び地域資源の状況
- 健康課題解決のための優先順位

本会で保険者毎の健康課題(案)を提示するが、各保険者で必要に応じて修正する

本会で文言案(全保険者統一)を提示するため、保険者で作成する

支援メニュー②、③

※支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

支援メニュー③は

VIII. 目的・目標の設定

- 目的
- 目標
- (1)中長期目標
- (2)短期目標

本会で健康課題の優先順位(案)を提示するが、各保険者で必要に応じて修正する

支援メニュー②、③

本会で文言案及び様式(全保険者統一)を提示するため、保険者で作成する

支援メニュー②、③
※支援メニュー③は相談支援を含む

IX. 保健事業実施計画

X. 特定健康診査等実施計画

XI. 計画の評価・見直し

XII. 計画の公表・周知

XIII. 個人情報取扱い

XIV. 地域包括ケアに係る取り組み

本会で標準的な文言案(全保険者統一)を提示するため、保険者で加筆・修正する

支援メニュー②、③

No	年月	作業	内容
1	令和5年7月	国保連	確定した分析フォーマットに、KDBから抽出したデータを投入
2	令和5年8月	国保連	メニュー③保険者へ、第2期国保データヘルス計画の評価について本会で相談支援※Zoomで実施
3	令和5年9月	国保連→市町村	市町村・国保組合(受託保険者)向けに確定した分析フォーマットの説明会を実施
4	令和5年9月	国保連	分析フォーマットに投入したデータチェック
5	令和5年9月～10月	国保連	No.4 チェック終了の保険者より、データの読み取り開始(五月雨式)
6	令和5年10月下旬～11月下旬	国保連→市町村	読み取り終了後、第3期国保データヘルス計画(案)を保険者に説明報告※個別にzoomで報告
7	令和5年11月下旬	国保連→県	メニュー①県へ納品
8	令和5年12月上旬～中旬	国保連→市町村	メニュー③保険者へ個別保健事業実施計画について、本会で相談支援※zoomで実施
9	令和5年12月下旬	国保連→市町村	メニュー②保険者へ納品
10	令和6年1月～2月	国保連	保健事業支援評価委員会へかける
11	令和6年2月上旬	国保連→市町村	メニュー③保険者へ、保健事業支援・評価委員会の助言を受けて本会で相談支援※zoomで支援
12	令和6年2月下旬	国保連→市町村	メニュー③保険者へ納品

・ 保険者負担を軽減するため、連合会においてデータ集計・分析等を中心に作業したフォーマットを保険者に提供。

連合会作業

・ 提供(案)を保険者の策定作業に活用。

保険者作業

・ 支援評価委員会の助言、相談支援を実施。

作成スケジュール

第3期データヘルス計画(DHP)策定支援 ～県と連携し標準化を推進～（埼玉県国保連合会）

目的

第2期データヘルス計画（DHP）の最終評価及び第3期計画策定が各保険者において円滑に進められるように、国保連合会の保険者支援計画に基づき、計画的な支援を実施する。

支援の経緯

令和4年度から県と連携し、第2期データヘルス計画の最終評価及び第3期計画策定に向けて、保険者支援計画を定め、様々な支援を行っている。

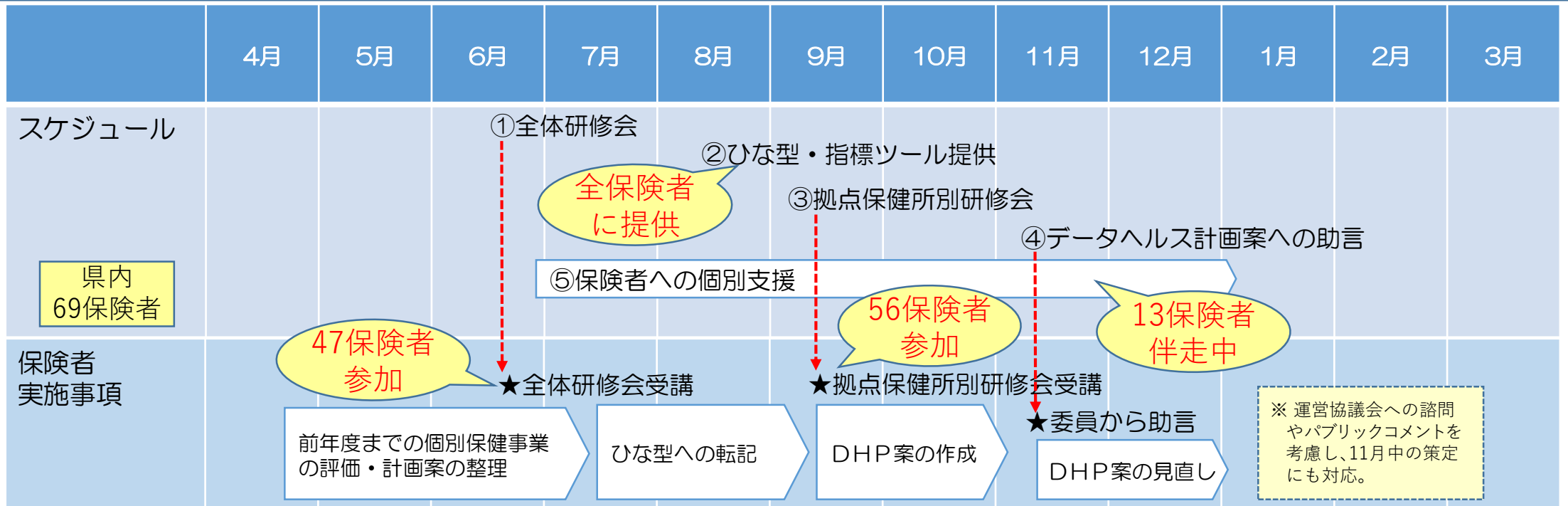
支援の概要

- 令和4年度
 - ・研修会を2回開催。うち1回は県、保健所と共催。
 - ・最終評価や計画策定に向け実施すべき事等、保健事業支援・評価委員会委員からの講義、助言のもと保険者間の情報交換を行った。
- 令和5年度（※詳細は次頁）
 - ・県と協議の上、国から示された都道府県レベルでの標準化に向け、共通評価指標を設定し、ひな型を保険者に提供。
 - ・県主催の保険者向け研修会において、指標やひな型についての説明を行い、理解を深めた。
 - ・保健事業支援・評価委員会委員から計画策定の年に実施することに関する講義を行った。また、計画策定の進捗・課題等について、近隣の保険者間で情報・意見交換を行い、保健事業支援・評価委員会委員から助言を行った。

今後の予定

各保険者が作成した計画の案について、保健事業支援・評価委員会委員から直接助言を行う。

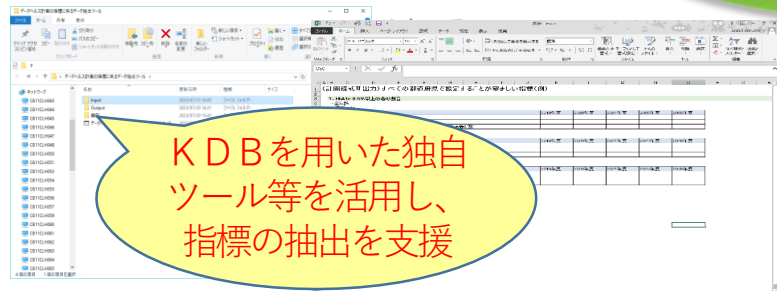
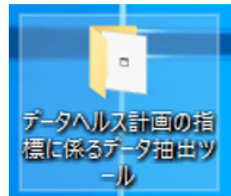
令和5年度 保険者支援の進捗状況



実施内容	実施内容(詳細)	実施時期	実施形態
①全体研修会	第3期DHP策定の年に実施することに関する講義を行う。	6/7～	動画配信
②ひな型・指標ツール提供	保険者の策定作業効率化を目的としたひな型(ワード)指標ツール(エクセル)の提供を行う。	8/4	データ提供
③拠点保健所研修会	DHP策定作業の進捗、個別保健事業等の記載方法等について情報交換を行う。	狭山保健所圏域 9/7 南部保健所圏域 9/12 熊谷保健所圏域 9/13 春日部保健所圏域 9/14	参集
④データヘルス計画案への助言	各保険者が策定したDHP案への個別助言	11月上旬～12月中旬	オンライン予定
⑤保険者への個別支援	保険者からの要請に基づき、本会職員が個別に策定に関する支援を行う。	6月～	訪問・オンライン

埼玉県指標の数値の抽出方法

1. 埼玉県指標の出し方



KDBを用いた独自ツール等を活用し、指標の抽出を支援

埼玉県指標の他にも以下の情報があり、データヘルス計画の策定に活用可能。

- 平均寿命・標準化死亡率 等
- 医療費の分析
- 特定健康診査・特定保健指導等の健診データ（質問票を含む）の分析
- 介護費関係の分析

注意

- ① KDBシステムでは、原則、健診データは翌年11月処理まで、保健指導は翌々年5月処理まで数値が更新される。（帳票により更新期間が異なる。また、更新期限までは暫定値となるので留意）
- ② KDBシステムの数値は、法定報告値と一致しないことがあるため、後述の「計画策定に役立つツール②」の利用を推奨

個別支援によるフォロー

データヘルス計画に関する支援連絡票



- どう計画策定を進めていけばいいか
- 現計画の評価がこれでいいのか
- 個別の保健事業計画の指標が不安等・・・

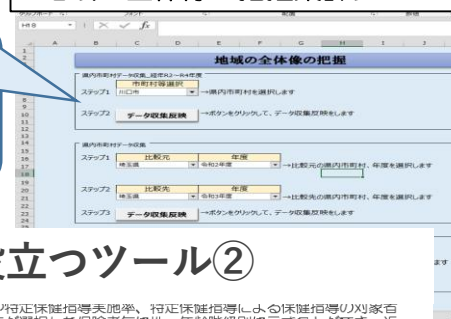
保険者の求めに応じた伴走型支援を実施

保険者向け説明会資料より

策定に役立つツール・ひな型の提供

2. 計画策定に役立つツール①

地域の全体像の把握集計ツール

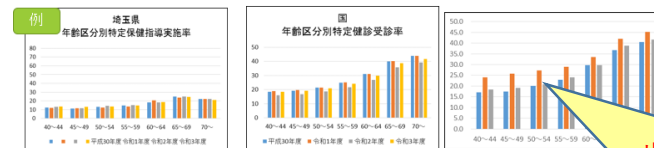


1～9の項目について、保険者の経年比較や保険者間の比較、保健所圏域毎の比較ができる

- 1.人口・被保険者構成
- 2.寿命 死因
- 3.医療（一月当たり）
- 4.疾病別1人当たり医療費（一年当たり）
- 5.（特定）健康診査
- 6.生活習慣病に係る服薬状況
- 7.質問票（健診・国保）
- 8.質問票（健診・後期）
- 9.介護保険

2. 計画策定に役立つツール②

* 合併後若くは特定健康診査率、特定保健指導実施率、特定保健指導による保健指導の対家数の減少率、特定保健指導率が選択した保険者毎に性・年齢階級別に示すことができ、近隣市町村データの把握、県や国と比較に役立つ。



県と協議し作成したツール・ひな形等を提供。身近な圏域保健所研修等で策定の情報交換

3. データヘルス計画第3期ひな形①

連合会作成ひな型の目次

第1章	1 基本情報	
第2章	2 〇〇市（町村）の特性	
第3章	3 前期計画の評価	
第4章	健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出	
第5章	データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標達成するための個別保健事業	
第6章	健康課題を解決するための個別の保健事業	
第7章	個別の保健事業及びデータヘルス計画（保健事業全体）の評価・見直し	
第8章	計画の公表・周知	
第9章	個人情報の取扱い	
第10章	その他の留意事項	

特定健康診査等実施計画に該当する箇所を〇し、章立てしている。そこだけ抜粋して別々に計画策定也可

国の手引き（データヘルス計画策定のための共通の様式例）では個別の保健事業を5～10事業で想定

地域包括ケアに係る取組みについて、連合会作成ひな型では個別の保健事業として組み入れている